平成31年2月

刈谷労働基準監督署からのお知らせ

刈谷市若松町1丁目46番地1　刈谷合同庁舎3階　☎ 0566(21)4885

□ 刈谷署管内の労働災害発生状況（労働者死傷病報告書受付状況）　概況：

＜平成 30 年中に発生した労働災害の発生件数＞　（1 月末時点）

業種	今月件数	累計	対前年増減数	業種	今月件数	累計	対前年増減数
製造業計	15	181 (1)	-15 -1	建設業計	2	30 (1)	-3 -1
食料品	2	27	-19	土木		8	+4
繊維		2	-2	建築	2	14	-10 -2
木材･木製品	1	2		その他		8 (1)	+3 +1
製紙・印刷	2	4	-2	交通・運輸業	1	66	+5
化学	1	13	-6 -1	陸上貨物業		2	-6 -1
窯業・土石	2	11	+2	港湾荷役業			
鉄鋼・非鉄	1	11	-1 -1	商業		57	-8
金属製品	3	41	+7	接客・娯楽業	1	26	+2
一般機械	1	14	+4	清掃業	2	25	+3 -2
電気機械		4	+1				
輸送用機械	2	43 (1)	+4 +1	上記以外	6	70	+12
その他製造		9	-3	合計	27	457 (2)	-10 -5

※　本統計は、平成 31 年 1 月末までに受け付けた労働者死傷病報告（休業 4 日以上）の件数を集計したものです。
※　（ ）内は死亡者数を内数で表しています。

コメント

平成30年の休業4日以上の労働災害については、平成29年との比較では減少していますが、平成29年が災害の多かった年だったことから、平成30年の災害も多かったと言わざるを得ない状況です。13次防の単年度での目標は、372件であり、平成31年も目標達成に向けて取り組みをしますので、ご協力をお願いします。

2月は、**STOP! 転倒災害プロジェクト重点取組期間**です。天候等により、転倒の可能性の高くなる季節でもあります。整理整頓や転倒しにくい作業方法などの見直しをお願いします。刈谷署管内で、死亡災害はもちろんのこと、不休災害まで含めた労働災害の撲滅に向け、「**労働災害は撲滅出来る**」との強い信念を持ち、取り組みをお願いします。

□ 今日のトピックス

☆ 2月は「STOP! 転倒災害プロジェクト　重点取組期間」です！

転倒災害は、刈谷署管内での休業4日以上の災害の中で、事故の型別では最も多く発生しており、全体の約27%を占めています。これは愛知県全体でみても同様の傾向で、毎年増加傾向です。冬のこの時期は、降雪や路面の凍結により、転倒してしまうことがあり、時間に余裕を持った行動等で転倒災害を防ぐようにお願いします。

愛知労働局ＨＰには、「転倒予防体操」もアップしていますので、そちらも参考にしてください。（無理のない範囲での取り組みをお願いします。）

転倒予防体操　愛知労働局

☆ 労働条件通知書を交付していますか？

労働者を採用するときは、賃金、労働時間その他労働条件を書面などで明示しなければなりません（労働基準法第15条第1項）。ところで、平成31年4月から、これまで書面のみだった明示方法が、FAXやメールでも可能となりました。労働者の同意が必要であることや、労働者が印刷出来ることなどの要件がありますが、書面以外での方法が示されたことで、より明示しやすくなったと思われます。

就業場所や労働時間、賃金、退職などの労働条件がはっきりと明示されていないがゆえに、理解の食い違いなどから労使間でのトラブルになることがあります。トラブルを未然に防ぐためにも、労働条件通知書を交付しましょう。

確かめよう　労働条件

（裏面あり）

平成 30 年監督指導白書

当初が平成 30 年中に管内の事業場に対して実施した監督指導結果の概要をお知らせします。このデータを参考にしていただき、法令遵守と適正な労務管理を行っていただきますようお願いします。

表1　平成30年監督実施状況

	定期監督等実施事業場数	同違反事業場数	同比率（%）	再監督実施事業場数	違反状況 労働基準法 労働条件の明示	労働時間	休憩・休日	割増賃金	就業規則	労働者名簿	賃金台帳	労働安全衛生法 安全管理者	衛生管理者	作業主任者	安全・衛生委員会等	安全基準	衛生基準	特定元方事業者・注文者	定期自主検査	安全衛生教育	就業制限	作業環境測定	健康診断	計画の届出	最低賃金法	じん肺法
製造業	231	145	62.8	25	5	61	3	12	17	0	5	4	3	26	5	50	37	0	33	3	0	29	71	0	7	6
					2.2	26.4	1.3	5.2	7.4	0.0	2.2	1.7	1.3	11.3	2.2	21.6	16.0	0.0	14.3	1.3	0.0	12.6	30.7	0.0	3.0	2.6
建設業	70	26	37.1	8	0	3	2	2	0	0	0	0	0	0	0	12	2	9	0	2	0	0	2	0	0	2
					0.0	4.3	2.9	2.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	17.1	2.9	12.9	0.0	2.9	0.0	0.0	2.9	0.0	0.0	2.9
運輸交通業・貨物取扱業	59	42	71.2	5	5	30	1	4	3	1	9	2	0	0	1	3	0	0	3	0	0	0	26	0	2	0
					8.5	50.8	1.7	6.8	5.1	1.7	15.3	3.4	0.0	0.0	1.7	5.1	0.0	0.0	5.1	0.0	0.0	0.0	44.1	0.0	3.4	0.0
商業	52	30	57.7	3	6	17	1	10	4	0	6	0	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0	14	0	3	0
					11.5	32.7	1.9	19.2	7.7	0.0	11.5	0.0	1.9	0.0	0.0	0.0	1.9	0.0	1.9	0.0	0.0	0.0	26.9	0.0	5.8	0.0
保健衛生業	12	3	25.0	0	0	2	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0
					0.0	16.7	8.3	8.3	8.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	16.7	0.0	0.0	0.0
派遣業	28	15	53.6	0	0	6	0	2	2	0	0	0	5	0	5	0	0	0	0	0	0	1	9	0	0	0
					0	21.4	0.0	7.1	7.1	0.0	0.0	0.0	17.9	0.0	17.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3.6	32.1	0.0	0.0	0.0
その他の事業（警備業、情報処理サービス業の他、業種分類が困難な事業）	26	14	53.8	2	1	5	0	3	2	0	2	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	6	0	2	0
					3.8	19.2	0.0	11.5	7.7	0.0	7.7	0.0	7.7	0.0	3.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	23.1	0.0	7.7	0.0
その他の非工業的業種	45	26	57.8	1	3	15	3	9	5	0	8	0	2	1	1	1	2	0	2	0	0	2	12	0	4	0
					6.7	33.3	6.7	20.0	11.1	0.0	17.8	0.0	4.4	2.2	2.2	2.2	4.4	0.0	4.4	0.0	0.0	4.4	26.7	0.0	8.9	0.0
合計	523	301	57.6	44	20	139	11	43	34	1	30	6	13	27	13	66	42	9	38	5	0	32	142	0	18	8
					3.8	26.6	2.1	8.2	6.5	0.2	5.7	1.1	2.5	5.2	2.5	12.6	8.0	1.7	7.3	1.0	0.0	6.1	27.2	0.0	3.4	1.5

1．違反率は違反事業場に対する割合を示します。

2．違反状況欄の上段は実数、下段はそれぞれの定期監督等実施事業場数に対する割合です。

監督指導白書については、「表 2　平成 30 年申告処理状況」もありますが、紙面の都合上、表 1 のみとしました。平成 30 年監督指導白書についてのお問い合わせは、刈谷労働基準監督署（0566-21-4885）にお尋ね下さい。

その他のお知らせ

☑ 年次有給休暇の取得義務について

平成31年4月より、すべての使用者に対して年5日の年次有給休暇の確実な取得が義務付けられます。各事業場で対策が進められていると思いますが、年次有給休暇は、労働者の心身の疲労を回復させ、労働力に維持や労働者のゆとりある生活の実現にも有効と考えられており、積極的な取得を啓発しているところです。

これまで、積極的に取得しなかった労働者に対して、使用者から必ず取得できるような環境整備をお願いします。なお、年次有給休暇管理簿の作成と3年間の保存も必要となっていますので、様式等が必要な場合には、厚生労働省HP等を参考にして下さい。

☑ 36協定の提出をお忘れなく！

時間外労働･休日労働協定届（36協定）は、これから3月や4月協定の更新月となっている企業が多いと思います。

さらに36協定については、労働基準法の改正に合わせ、様式も変更となり、は労働時間の上限規制が適用となる企業については、新様式で提出をすることが必要です。

36協定の様式に係る相談について、ご不明な点については、当署（0566-21-4885）にお尋ね下さい。